

## 同意案第 1 号

### 教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらる。

#### 記

氏名 石<sup>いし</sup>上<sup>がみ</sup>浩<sup>ひろ</sup>子<sup>こ</sup>

令和3年8月20日提出

北広島市長 上野 正三

#### 提案理由

石上浩子委員の任期満了(令和3年9月30日)に伴い、引き続き任命するものです。

## 同意案第 2 号

### 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

#### 記

氏名	はたけ	やま	しげ	ふさ
	畠	山	茂	房

令和 3 年 8 月 20 日提出

北広島市長 上野 正三

#### 提案理由

畠山茂房委員の任期満了（令和 3 年 10 月 7 日）に伴い、引き続き選任するものです。

## 議案第 1 号

### 北広島市債権管理条例の制定について

北広島市債権管理条例を別紙のとおり制定いたしたい。

令和 3 年 8 月 2 0 日提出

北広島市長 上 野 正 三

#### 提案理由

債権管理の一層の適正化を図るため、債権の分類に応じた統一的な徴収方法や情報の管理方法などについて、必要な事項を定めるものです。

## 北広島市債権管理条例

### (目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、当該事務の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 強制徴収債権 市の債権のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく徴収金に係る債権及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収債権 市の債権のうち、強制徴収債権以外のものをいう。

### (他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

### (市長の責務)

第4条 市長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。)は、市の債権の管理に関する事務について、法令又は条例若しくは規則の定めるところに従うとともに、この条例の目的を達成するよう、その発生原因及び内容に応じて適正に処理しなければならない。

### (台帳の整備)

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。)を備えなければならない。ただし、当該市の債権の性質上特にその必要がないと認められるときは、この限りでない。

### (債務者に関する情報の共有)

第6条 市長は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、当該市の債権の管理に関する事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、法令等の規定に従い、当該債務者の情報を同一の実施機関(北広島市個人情報保護条例(平成15年北広島市条例第4号)第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。)内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。

- 2 市長は、前項の規定により利用し、又は収集した情報を当該市の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。
- 3 市長は、第1項の規定により利用し、又は収集した情報を当該市の債権の管理に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(督促)

第7条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令又は条例若しくは規則の定めるところにより、これを督促しなければならない。

(延滞金)

第8条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項に規定する使用料、手数料、過料その他の歳入について前条の規定による督促をした場合においては、延滞金を徴収するものとする。

2 北広島市税条例(昭和25年広島村条例第14号)第12条及び第13条並びに附則第3条の2第1項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合について準用する。

3 市長は、第1項の延滞金を納入すべき者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該延滞金を減額し、又は免除することができる。

(1) 災害により著しく資力を喪失した場合

(2) 延滞金を納入すべき者の責めによらない事由により当該市の債権について納入が遅延した場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該市の債権について履行しなかったことにつきやむを得ない事由がある場合

(滞納処分等)

第9条 市長は、強制徴収債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令の規定によりこれを行わなければならない。

(強制執行等)

第10条 市長は、非強制徴収債権について、第7条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第13条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第14条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている非強制徴収債権(保証人の保証があるものを含む。)については、当該非強制徴収債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある非強制徴収債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続きをとること。

(3) 前2号に該当しない非強制徴収債権(第1号に該当する非強制徴収債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続きを含む。)により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第11条 市長は、市の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第14条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第12条 市長は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、市長は、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。  
(徴収停止)

第13条 市長は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び徴収をしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、徴収に要する費用に満たないと認められるとき。  
(履行延期の特約等)

第14条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
  - (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
  - (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
  - (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
  - (5) 貸付金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該貸付金の用途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の徴収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 市長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損

害賠償金その他の徴収金(次条及び第16条において「損害賠償金等」という。)に係る非強制徴収債権は、徴収すべきものとする。

(債務の免除)

第15条 市長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る非強制徴収債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(債権の放棄)

第16条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等の全部又は一部を放棄することができる。

(1) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権についてその責任を免れたとき。

(2) 当該非強制徴収債権について第10条第2号の規定による強制執行等又は第12条第1項の規定による債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 当該非強制徴収債権について第13条の規定により徴収停止を行った場合において、相当の期間を経過した後においても、なお同条各号に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当と認められるとき。

(4) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける債権の合計額を超えないと見込まれるとき。

(5) 当該非強制徴収債権(消滅時効について時効の援用を要しない非強制徴収債権を除く。)について消滅時効に係る時効期間が満了したとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。)

2 市長は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告するものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(北広島市使用料等の督促等に関する条例の廃止)
- 2 北広島市使用料等の督促等に関する条例(昭和49年広島町条例第8号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この条例は、施行日前に発生した市の債権についても適用する。
- 4 施行日前に地方自治法第231条の3第1項、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条、第171条の2及び第171条の4から第171条の6まで並びに附則第2項の規定による廃止前の北広島市使用料等の督促等に関する条例第2条の規定に基づいて行った措置又は処分は、この条例の相当規定に基づいて行われたものとみなす。



## 議案第 2 号

北広島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する  
条例について

北広島市固定資産評価審査委員会条例(昭和 2 6 年広島村条例第 3 3  
号)の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 3 年 8 月 2 0 日提出

北広島市長 上 野 正 三

### 提案理由

審査申出人等が提出する書類について押印を不要とするものです。

北広島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

北広島市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年広島村条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 委員会は関係者(審査申出人及び市長を除く。)に対し、その請求により口頭による証言に代えて口述書の提出を許すことができる。</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>6 委員会は、口頭審理を終了するに先立って、審査申出人に対して意見を述べ、かつ、必要な資料を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>7及び8 略</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 <u>審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 委員会は関係者(審査申出人及び市長を除く。)に対し、その請求により口頭による証言にかえて口述書の提出を許すことができる。</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、<u>提出者がこれに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>6 委員会は、口頭審理を終了するに先だって、審査申出人に対して意見を述べ、かつ、必要な資料を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>7及び8 略</p>

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

## 議案第 3 号

### 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年広島村条例第6号)の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和3年8月20日提出

北広島市長 上野正三

### 提案理由

新たに職員となった者のサービスの宣誓において、任命権者の面前における署名や押印を不要とするものです。

## 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年広島村条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員の服務の宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書に署名し、 <u>任命権者に提出してから</u> でなければ職務を行ってはならない。	(職員の服務の宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、 <u>任命権者の面前において別記様式による宣誓書に署名してから</u> でなければ職務を行ってはならない。

別記様式中「」を削る。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

## 議案第 4 号

### 北広島市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

北広島市手数料徴収条例(平成12年北広島市条例第15号)の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和3年8月20日提出

北広島市長 上野正三

### 提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の施行に伴い、個人番号カードの再交付に係る規定を削除するものです。

北広島市手数料徴収条例の一部を改正する条例

北広島市手数料徴収条例(平成12年北広島市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
区分	手数料の種類	単位	金額(円)	区分	手数料の種類	単位	金額(円)
市長	(30) 住民票記載事項の証明	1通につき	250	市長	(30) 住民票記載事項の証明	1通につき	250
					(31) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	1枚につき	800
	(31) 略				(32) 略		
	(32) 略				(33) 略		
	(33) 略				(34) 略		
	(34) 略				(35) 略		
	(35) 略				(36) 略		
	(36) 略				(37) 略		
	(37) 略				(38) 略		
	(38) 略				(39) 略		
	(39) 略				(40) 略		
	(40) 略				(41) 略		
	(41) 略				(42) 略		
	(42) 略				(43) 略		
	(43) 略				(44) 略		
	(44) 略				(45) 略		
略				略			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 5 号

北広島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

北広島市道路占用料徴収条例(昭和 5 9 年広島町条例第 1 5 号)の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 3 年 8 月 2 0 日提出

北広島市長 上 野 正 三

### 提案理由

道路法施行令(昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号)の一部改正に鑑み、所要の改正を行うものです。

北広島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

北広島市道路占用料徴収条例(昭和59年広島町条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
略				略			
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	19円	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	19円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		55円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		55円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		82円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		82円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		190円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		190円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		270円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		270円
	外径が1メートル以上のもの		550円		外径が1メートル以上のもの		550円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設ける長さ1メートルにつき1年 3円		自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設ける長さ1メートルにつき1年 3円
		その他のもの	9円			その他のもの	9円
	道路の構造又は交通の状況を示す標示柱その他の柱類	1本につき1年	730円		道路の構造又は交通の状況を示す標示柱その他の柱類	1本につき1年	730円
		上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年			460円	上空に設けるもの



改正後				改正前			
		地下に設けるもの	270円				
	その他のもの		910円				
略				略			
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月		190円	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月		190円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			91円	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			91円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下の(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額				
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額				
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額				
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額				
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額				
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額				
備考 1～4 略 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。 6 略 7 略				備考 1～4 略 5 略 6 略			

改正後	改正前
<u>8</u> 略 <u>9</u> 略	<u>7</u> 略 <u>8</u> 略

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

## 議案第 6 号

### 北広島市営住宅条例の一部を改正する条例について

北広島市営住宅条例(平成 9 年北広島市条例第 1 6 号)の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 3 年 8 月 2 0 日提出

北広島市長 上 野 正 三

#### 提案理由

北広島市使用料等の督促等に関する条例(昭和 4 9 年広島町条例第 8 号)の廃止に伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市営住宅条例の一部を改正する条例

北広島市営住宅条例(平成9年北広島市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>(督促)</u> 第17条 略	<u>(督促及び延滞金の徴収)</u> 第17条 略 2 前項の督促については、北広島市使用料等の督促等に関する条例(昭和49年広島町条例第8号)の定めるところによる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第 7 号

### 北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会条例等の一部を改正する条例について

北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会条例(昭和 6 1 年広島町条例第 9 号)、北広島市社会教育委員に関する条例(昭和 3 5 年広島村条例第 6 号)、北広島市図書館条例(平成 9 年北広島市条例第 2 3 号)及び北広島市スポーツ推進審議会に関する条例(昭和 3 9 年広島村条例第 1 2 号)の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 3 年 8 月 2 0 日提出

北広島市長 上 野 正 三

#### 提案理由

開かれた教育行政を推進するため、新たに委員の公募を導入するなど、所要の改正を行うものです。

北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会条例等の一部を改正する条例

(北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会条例の一部改正)

第1条 北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会条例(昭和61年広島町条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員<u>15人以内</u>で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者 <u>2人</u>以内</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者 <u>5人</u>以内</p> <p>(3) 小中学校の教職員 <u>5人</u>以内</p> <p>(4) <u>公募に応募した者(市内に住所を有する者に限る。)</u> <u>1人</u></p> <p>(5) 市長部局の職員 <u>2人</u>以内</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 審議会に会長及び副会長<u>1人</u>を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員<u>14名以内</u>をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者 <u>2名</u>以内</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者 <u>5名</u>以内</p> <p>(3) 小中学校の教職員 <u>5名</u>以内</p> <p>(4) 市長部局の職員 <u>2名</u>以内</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 審議会に会長及び副会長各<u>1名</u>を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2及び3 略</p>

(北広島市社会教育委員に関する条例の一部改正)

第2条 北広島市社会教育委員に関する条例(昭和35年広島村条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(委嘱)</p> <p>第2条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>公募に応募した者(市内に住所を有する者に限る。)</u></p> <p>(5) 略</p>	<p>(委嘱)</p> <p>第2条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p>

(北広島市図書館条例の一部改正)

第3条 北広島市図書館条例(平成9年北広島市条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(協議会の組織)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>公募に応募した者(市内に住所を有する者に限る。)</u></p> <p>3及び4 略</p>	<p>(協議会の組織)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3及び4 略</p>

(北広島市スポーツ推進審議会に関する条例の一部改正)

第4条 北広島市スポーツ推進審議会に関する条例(昭和39年広島村条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命) 第4条 審議会の委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が市長の意見を聴いて任命する。 (1)及び(2) 略 (3) <u>公募に応募した者(市内に住所を有する者に限る。)</u></p>	<p>(任命) 第4条 審議会の委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が市長の意見を聞いて任命する。 (1)及び(2) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条の規定 令和4年10月1日

(2) 第1条の規定 令和5年6月1日

(準備行為)

2 改正後の北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会条例第3条、北広島市社会教育委員に関する条例第2条、北広島市図書館条例第9条及び北広島市スポーツ推進審議会に関する条例第4条の規定による委員の委嘱又は任命のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

## 議案第 8 号

### 道央廃棄物処理組合同規約の変更に関する協議の件について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により道央廃棄物処理組合同規約の一部を別紙のように変更することについて協議するため、議会の議決を求める。

令和3年8月20日提出

北広島市長 上野正三

### 提案理由

道央廃棄物処理組合同規約の変更について構成団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により本案を提出するものです。



## 道央廃棄物処理組合規約の一部を変更する規約

道央廃棄物処理組合規約(平成26年2月18日市町村第1458号指令)の一部を次のように変更する。

第3条中「廃棄物焼却施設」の次に「及び最終処分場」を加える。

別表廃棄物の広域処理に係る基本計画の策定及び廃棄物焼却施設建設地の選定に要する経費の項中「及び廃棄物焼却施設建設地の選定」を削り、同項の次に次のように加える。

廃棄物焼却施設建設地及び最終処分場建設地の選定に要する経費	人口割 100%
-------------------------------	----------

別表備考2を次のように改める。

2 次に掲げる経費の区分に係る人口割は、関係市町の人口(予算の属する年度の前年度の10月1日において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき住民基本台帳に記録されている住民の数をいう。)の割合により算出する。

- (1) 組合の議会及び執行機関の運営に要する経費
- (2) 廃棄物の広域処理に係る基本計画の策定に要する経費
- (3) 廃棄物焼却施設建設地及び最終処分場建設地の選定に要する経費

別表備考中4を削り、5を4とし、4の次に次のように加える。

5 廃棄物焼却施設維持管理費に係る関係市町割の分賦割合は、千歳市、北広島市及び栗山町にあってはそれぞれ7.5%とし、南幌町、由仁町及び長沼町にあってはそれぞれ2.5%とする。

## 附則

(施行期日)

- 1 この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際、現に関係市町が設置している最終処分場の管理及び運営に関する事務については、この規約による改正後の道央廃棄物処理組合規約第3条の規定にかかわらず、当該最終処分場を設置した関係市町の事務とする。

## 議案第9号

### 財産の取得について

下記の財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和40年広島村条例第4号)第3条の規定により議会の議決を求める。

#### 記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 名称及び数量 | 小型ロータリ除雪車 一台  |
| 2 取得予定価格 | 30,899,000円(うち消費税及び地方消費税2,809,000円)                       |
| 3 契約の相手方 | 札幌市中央区北1条西7丁目1番<br>ナラサキ産業株式会社 北海道支社<br>執行役員 北海道支社長 小松 誠 一 |

令和3年8月20日提出

北広島市長 上野 正三

#### 提案理由

小型ロータリ除雪車を更新するものです。

## 議案第10号

### 令和3年度北広島市一般会計補正予算（第8号）

令和3年度北広島市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ594,740千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,543,547千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（債務負担行為補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年8月20日提出

北広島市長 上野正三

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方特例交付金		214,000	4,492	209,508
	1 地方特例交付金	64,000	4,492	59,508
12 地方交付税		4,129,000	421,172	4,550,172
	1 地方交付税	4,129,000	421,172	4,550,172
15 使用料及び手数料		424,197	80	424,277
	1 使用料	203,482	80	203,562
16 国庫支出金		6,551,599	334,652	6,216,947
	1 国庫負担金	3,139,800	1,937	3,141,737
	2 国庫補助金	3,399,779	336,589	3,063,190
19 寄附金		1,000,010	2,500	1,002,510
	1 寄附金	1,000,010	2,500	1,002,510
22 諸収入		572,092	39,932	612,024
	5 雑入	186,283	39,932	226,215
23 市債		3,051,100	470,200	3,521,300
	1 市債	3,051,100	470,200	3,521,300
歳入	合計	27,948,807	594,740	28,543,547

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,461,404	129,603	1,591,007
	1 総務管理費	625,858	37,042	662,900
	2 企画費	632,368	92,561	724,929
3 民生費		9,580,071	45,492	9,625,563
	1 社会福祉費	3,924,501	34,858	3,959,359
	2 児童福祉費	3,293,246	10,634	3,303,880
4 衛生費		1,564,322	5,688	1,570,010
	1 保健衛生費	644,348	5,462	649,810
	2 清掃費	919,974	226	920,200
5 農林水産業費		91,281	200	91,481
	1 農業費	76,053	200	76,253
7 土木費		5,425,212	413,298	5,838,510
	1 土木管理費	25,633	361,798	387,431
	2 道路橋梁費	4,529,236	51,500	4,580,736
9 教育費		1,851,476	459	1,851,935
	5 保健体育費	744,256	459	744,715
歳 出	合 計	27,948,807	594,740	28,543,547

第2表 継続費

(単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
7 土木費	1 土木管理費	土木事務所移転整備事業	905,200	令和3年度	361,798
				令和4年度	434,722
				令和5年度	108,680

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事項	期間	限度額
JR北広島駅バリアフリー推進事業補助金	令和3年度から 令和4年度まで 2年間以内	31,667
総合体育館LED照明借上経費	令和3年度から 令和10年度まで 8年間以内	19,257

第4表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土木事務所移転整備事業債	271,000	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。
体育施設改修事業債	3,300			

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市道整備事業債	1,116,400	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。	1,421,800	同左	同左	同左
臨時財政対策債	1,120,000				1,010,500			

令和 3 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

( 一般会計補正予算第 8 号 )

## 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方特例交付金	214,000	4,492	209,508
12 地方交付税	4,129,000	421,172	4,550,172
15 使用料及び手数料	424,197	80	424,277
16 国庫支出金	6,551,599	334,652	6,216,947
19 寄附金	1,000,010	2,500	1,002,510
22 諸収入	572,092	39,932	612,024
23 市債	3,051,100	470,200	3,521,300
歳入合計	27,948,807	594,740	28,543,547



## 歳入

### 11款 地方特例交付金

#### 1項 地方特例交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 地方特例交付金	64,000	4,492	59,508
計	64,000	4,492	59,508

### 12款 地方交付税

#### 1項 地方交付税

1 地方交付税	4,129,000	421,172	4,550,172
計	4,129,000	421,172	4,550,172

### 15款 使用料及び手数料

#### 1項 使用料

6 土木使用料	99,435	80	99,515
計	203,482	80	203,562

### 16款 国庫支出金

#### 1項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	3,139,800	1,937	3,141,737
計	3,139,800	1,937	3,141,737

### 16款 国庫支出金

#### 2項 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	297,937	450	298,387
3 衛生費国庫補助金	192,919	2,231	195,150
4 土木費国庫補助金	2,021,568	339,270	1,682,298
計	3,399,779	336,589	3,063,190

### 19款 寄附金

#### 1項 寄附金

2 総務費寄附金	0	1,500	1,500
3 民生費寄附金	0	1,000	1,000
計	1,000,010	2,500	1,002,510

### 19 寄附金

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 地方特例交付金	4,492	地方特例交付金	4,492

1 地方交付税	421,172	普通交付税	421,172

2 道路橋梁使用料	80	道路用地使用料	80

1 社会福祉費負担金	1,937	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金	1,937

2 児童福祉費補助金	450	保育所等整備交付金	450
1 保健衛生費補助金	2,231	母子保健医療対策総合支援事業補助金	2,231
1 道路橋梁費補助金	339,270	市道整備事業交付金（社会資本整備総合交付金）	339,270

1 企画費寄附金	1,500	北海道ボールパーク基金寄附金	1,500
1 社会福祉費寄附金	1,000	地域福祉基金寄附金	1,000

22款 諸収入  
5項 雑入

目	補正前の額	補正額	計
3 雑入	185,471	39,932	225,403
計	186,283	39,932	226,215

23款 市債  
1項 市債

3 土木債	1,582,100	576,400	2,158,500
5 教育債	44,500	3,300	47,800
7 臨時財政対策債	1,120,000	109,500	1,010,500
計	3,051,100	470,200	3,521,300

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
6 過年度収入	39,352	生活保護費国庫負担金	24,819
		生活保護費道費負担金	3,148
		障害児施設給付費国庫負担金	2,685
		障害児施設給付費道費負担金	6,724
		特別障害者手当等給付費国庫負担金	803
		未熟児養育医療国庫負担金	293
		低所得者保険料軽減国庫負担金	868
		低所得者保険料軽減道費負担金	12
7 その他の雑入	580	エルフィンパーク共益費収入	580

1 道路橋梁債	305,400	市道整備事業債	305,400
5 土木管理債	271,000	土木事務所移転整備事業債	271,000
3 保健体育債	3,300	体育施設改修事業債	3,300
1 臨時財政対策債	109,500	臨時財政対策債	109,500

## 総括

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1,461,404	129,603	1,591,007
3 民生費	9,580,071	45,492	9,625,563
4 衛生費	1,564,322	5,688	1,570,010
5 農林水産業費	91,281	200	91,481
7 土木費	5,425,212	413,298	5,838,510
9 教育費	1,851,476	459	1,851,935
歳出合計	27,948,807	594,740	28,543,547

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	2,160	127,443
2,387	0	1,000	42,105
2,231	0	0	3,457
0	0	0	200
339,270	576,400	0	176,168
0	3,300	0	2,841
334,652	579,700	3,160	346,532

歳出

2款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3 財政管理費	7,292	27,529	34,821		0		27,529
11 防災費	123,247	998	124,245		0		998
13 情報化推進費	212,582	8,515	221,097		0		8,515
計	625,858	37,042	662,900		0		37,042

2款 総務費

2項 企画費

1 企画総務費	350,221	91,299	441,520		0	使用料 80 寄附金 1,500 諸収入 580	89,139
2 都市計画調査費	3,828	300	4,128		0		300
6 市民生活費	33,825	962	34,787		0		962

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
24 積立金	27,529	財政管理経費 積立金	27,529 27,529
10 需用費	54	防災資機材整備事業	998
17 備品購入費	944	需用費 備品購入費	54 944
1 報酬	36	D X 推進事業	36
11 役務費	584	報酬	36
12 委託料	6,509	情報通信基盤設備管理事業	8,479
13 使用料及び 賃借料	1,386	役務費 委託料 保守・点検・整備委託 使用料及び賃借料	584 6,509 6,509 1,386

10 需用費	46	企画振興経費	2,524
11 役務費	39,000	積立金	2,524
13 使用料及び 賃借料	660	ふるさと応援事業	39,000
17 備品購入費	1,235	J R 北広島駅バリアフリー推進事業	1,941
18 負担金補助 及び交付金	47,834	需用費 使用料及び賃借料 備品購入費	46 660 1,235
24 積立金	2,524	J R 新駅整備推進事業	47,834
		負担金補助及び交付金 資本形成的性格なもの	47,834 47,834
8 旅費	300	都市景観形成事業	300
		旅費	300
7 報償費	60	多様な性のあり方への理解促進事業	962
10 需用費	231	報償費	60
11 役務費	391	需用費	231
12 委託料	280	役務費 委託料 企画運営・作成等委託	391 280 280

2 総務費



目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
計	632,368	92,561	724,929		0	使用料 80 寄附金 1,500 諸収入 580	90,401

### 3款 民生費

#### 1項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,430,032	5,853	1,435,885	国庫支出金 1,937	0	寄附金 1,000	2,916
3 障がい福祉費	2,306,721	29,005	2,335,726		0		29,005
計	3,924,501	34,858	3,959,359	国庫支出金 1,937	0	寄附金 1,000	31,921

### 3款 民生費

#### 2項 児童福祉費

1 児童母子福祉費	745,580	8,656	754,236		0		8,656
2 保育総務費	1,763,575	1,978	1,765,553	国庫支出金 450	0		1,528
計	3,293,246	10,634	3,303,880	国庫支出金 450	0		10,184

### 4款 衛生費

#### 1項 保健衛生費

2 健康推進費	395,865	5,462	401,327	国庫支出金 2,231	0		3,231
---------	---------	-------	---------	----------------	---	--	-------

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

19 扶助費	2,583	福祉行政経費	1,000
22 償還金利子 及び割引料	2,270	積立金	1,000
		生活困窮者自立支援事業	4,853
24 積立金	1,000	扶助費	2,583
		償還金利子及び割引料	2,270
22 償還金利子 及び割引料	29,005	障がい者地域生活支援給付事業	894
		償還金利子及び割引料	894
		障がい福祉サービス等事業	27,268
		償還金利子及び割引料	27,268
		自立支援医療給付事業（更生医療・育成医療）	843
		償還金利子及び割引料	843

22 償還金利子 及び割引料	8,656	児童母子福祉経費	8,656
		償還金利子及び割引料	8,656
18 負担金補助 及び交付金	675	保育所運営経費	1,303
		償還金利子及び割引料	1,303
22 償還金利子 及び割引料	1,303	保育所等整備事業	675
		負担金補助及び交付金	675
		資本形成的性格なもの	675

11 役務費	44	妊産婦保健推進事業	4,462
12 委託料	4,418	役務費	44

4 衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
計	644,348	5,462	649,810	国庫支出金 2,231	0		3,231

4款 衛生費

2項 清掃費

1 清掃対策費	839,012	226	839,238		0		226
計	919,974	226	920,200		0		226

5款 農林水産業費

1項 農業費

2 農業振興費	67,899	200	68,099		0		200
計	76,053	200	76,253		0		200

7款 土木費

1項 土木管理費

4 土木事務所 管理費	4,605	361,798	366,403		271,000		90,798
計	25,633	361,798	387,431		271,000		90,798

7款 土木費

2項 道路橋梁費

1 道路維持費	767,384	51,500	818,884		0		51,500
3 道路新設改良費	2,942,544	0	2,942,544	国庫支出金 339,270	305,400		33,870

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19 扶助費	1,000	委託料 保健福祉関連委託 特定不妊治療助成事業 扶助費	4,418 4,418 1,000 1,000

10 需用費	176	ごみ減量化・資源化対策事業	226
12 委託料	50	需用費 委託料 衛生管理・防除委託	176 50 50

12 委託料	200	鳥獣による農作物等被害防止対策事業 委託料 企画運営・作成等委託	200 200 200

11 役務費	440	土木事務所移転整備事業	361,798
12 委託料	1,638	役務費	440
14 工事請負費	359,720	委託料 調査・設計・監理等委託 工事請負費	1,638 1,638 359,720

10 需用費	50,000	市道維持管理経費	51,500
15 原材料費	1,500	需用費 原材料費	50,000 1,500
		市道整備事業（補助） 財源更正	

7 土木費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
計	4,529,236	51,500	4,580,736	国庫支出金 339,270	305,400		85,370

9款 教育費

5項 保健体育費

2 体育施設管理費	164,603	459	165,062		3,300		2,841
計	744,256	459	744,715		3,300		2,841

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

13 使用料及び 賃借料	459	体育施設管理経費 使用料及び賃借料	459

継続費に関する調書

債務負担行為に関する調書

地方債に関する調書

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の  
見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位：千円)

款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度末までの支出額	前年度末までの支出額 (見込)	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降の支出予定額	継続費の総額に対する率 (%)	
			年 度	年割額	左 の 財 源 内 訳									一般財源
					特 定 財 源									
					国道支出金	地方債	その他							
7	1	土木事務所移転整備事業	令和											
			3	361,798	0	271,000	0	90,798			361,798	361,798		40.0
			4	434,722	0	326,000	0	108,722					434,722	48.0
			5	108,680	0	81,500	0	27,180					108,680	12.0
			計	905,200	0	678,500	0	226,700	0	0	361,798	361,798	543,402	100.0



債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前年末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出(見込)額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国(道)支出金	地方債	その他	
JR北広島駅バリアフリー推進事業補助金	31,667	-	-	令和3 ~ 令和4	31,667				31,667
総合体育館LED照明借上経費	19,257	-	-	令和3 ~ 令和10	19,257				19,257

地方債の令和元年度末及び令和2年度末における現在高  
並びに令和3年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和元年度末 現在高	令和2年度末 現在高	令和3年度中増減見込		令和3年度末 現在高見込額
			起債借入見込額	元金償還見込額	
1 普通債	18,311,572	18,681,462	3,755,900	1,448,093	20,989,269
(1) 総務債	5,278,830	5,050,451	70,700	333,547	4,787,604
うち庁舎	3,407,216	3,351,842	0	145,308	3,206,534
(2) 民生債	405,923	367,286	0	39,072	328,214
(3) 衛生債	1,757,914	1,612,677	64,800	151,164	1,526,313
(4) 農林水産業債	49,641	55,025	0	8,205	46,820
(5) 商工労働債	73,320	58,900	0	14,420	44,480
(6) 土木債	6,849,393	7,762,921	3,333,600	404,593	10,691,928
うち道路橋梁	3,579,054	4,066,047	1,607,400	200,248	5,473,199
うち公園	772,282	900,920	161,100	38,659	1,023,361
うち街路	229,509	530,495	1,237,100	27,126	1,740,469
うち区画整理	0	0	0	0	0
うち公営住宅	2,154,856	2,076,697	0	107,436	1,969,261
(7) 消防債	404,366	420,076	32,800	66,306	386,570
(8) 教育債	3,022,777	3,030,984	254,000	302,562	2,982,422
うち学校	2,227,641	2,281,760	209,500	242,485	2,248,775
(9) 市場公募債借換債	469,408	323,142	0	128,224	194,918
2 災害復旧債	335,268	753,929	199,200	6,924	946,205
3 その他	11,078,850	11,079,827	1,010,500	893,340	11,196,987
(1) 減税補填債等	212,616	323,845	0	31,742	292,103
(2) 臨時財政対策債	10,866,234	10,755,982	1,010,500	861,598	10,904,884
合 計	29,725,690	30,515,218	4,965,600	2,348,357	33,132,461

令和3年度起債借入見込額は、令和2年度繰越未収入特定財源地方債を含む。

## 議案第 1 1 号

### 令和 3 年度北広島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度北広島市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6 6 , 0 3 8 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 , 4 7 1 , 8 4 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 8 月 2 0 日提出

北広島市長 上 野 正 三

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		1	66,038	66,039
	1 繰越金	1	66,038	66,039
歳入	合計	6,405,802	66,038	6,471,840

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 基金積立金		85	58,238	58,323
	1 基金積立金	85	58,238	58,323
9 諸支出金		4,000	7,800	11,800
	1 償還金及び還付加算金	4,000	7,800	11,800
歳 出	合 計	6,405,802	66,038	6,471,840

令和 3 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

( 国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号 )

## 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰越金	1	66,038	66,039
歳入合計	6,405,802	66,038	6,471,840

歳入

6款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	1	66,038	66,039
計	1	66,038	66,039



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	66,038	繰越金 66,038

## 総括

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
7 基金積立金	85	58,238	58,323
9 諸支出金	4,000	7,800	11,800
歳出合計	6,405,802	66,038	6,471,840

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	58,238	0
0	0	7,800	0
0	0	66,038	0

## 歳出

### 7款 基金積立金

#### 1項 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 国民健康保険財政調整基金積立金	85	58,238	58,323		0	繰越金 58,238	
計	85	58,238	58,323		0	繰越金 58,238	

### 9款 諸支出金

#### 1項 償還金及び還付加算金

2 道負担金返還金	0	7,800	7,800		0	繰越金 7,800	
計	4,000	7,800	11,800		0	繰越金 7,800	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	58,238	国民健康保険財政調整基金積立金 積立金 58,238

22 償還金利子 及び割引料	7,800	保険給付費等交付金返還金 償還金利子及び割引料 7,800

9 諸支出金

## 議案第 1 2 号

### 令和 3 年度北広島市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度北広島市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6 9 , 8 7 0 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 , 9 4 1 , 6 2 4 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 8 月 2 0 日提出

北広島市長 上 野 正 三

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,070,006	25,420	1,095,426
	1 国庫負担金	803,794	25,420	829,214
4 道支出金		691,573	23,843	715,416
	1 道負担金	640,219	23,843	664,062
7 繰越金		1	20,607	20,608
	1 繰越金	1	20,607	20,608
歳入合計		4,871,754	69,870	4,941,624

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金		257	55,120	55,377
	1 基金積立金	257	55,120	55,377
5 諸支出金		1,500	14,750	16,250
	1 償還金及び還付加算金	1,500	14,750	16,250
歳 出	合 計	4,871,754	69,870	4,941,624



令和 3 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

( 介護保険特別会計補正予算第 1 号 )

## 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	1,070,006	25,420	1,095,426
4 道支出金	691,573	23,843	715,416
7 繰越金	1	20,607	20,608
歳入合計	4,871,754	69,870	4,941,624

## 歳入

### 2款 国庫支出金

#### 1項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1 介護給付費負担金	803,794	25,420	829,214
計	803,794	25,420	829,214

### 4款 道支出金

#### 1項 道負担金

1 介護給付費負担金	640,219	23,843	664,062
計	640,219	23,843	664,062

### 7款 繰越金

#### 1項 繰越金

1 繰越金	1	20,607	20,608
計	1	20,607	20,608

## 7 繰越金

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 過年度分	25,420	介護給付費負担金（過年度分） 25,420

2 過年度分	23,843	介護給付費負担金（過年度分） 23,843

1 繰越金	20,607	繰越金 20,607

## 総括

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金	257	55,120	55,377
5 諸支出金	1,500	14,750	16,250
歳出合計	4,871,754	69,870	4,941,624

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
49,263	0	5,857	0
0	0	14,750	0
49,263	0	20,607	0

歳出

4款 基金積立金

1項 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 介護給付費準備基金積立金	257	55,120	55,377	国庫支出金 25,420 道支出金 23,843	0	繰越金 5,857	
計	257	55,120	55,377	国庫支出金 25,420 道支出金 23,843	0	繰越金 5,857	

5款 諸支出金

1項 償還金及び還付加算金

2 精算返還金	0	14,750	14,750		0	繰越金 14,750	
計	1,500	14,750	16,250		0	繰越金 14,750	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	55,120	介護給付費準備基金積立金 積立金 55,120

22 償還金利子 及び割引料	14,750	精算返還金 償還金利子及び割引料 14,750

5 諸支出金



## 議案第 1 3 号

### 令和 3 年度北広島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度北広島市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,755 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,025,230 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 8 月 2 0 日提出

北広島市長 上 野 正 三

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	1,755	1,756
	1 繰越金	1	1,755	1,756
歳入	合計	1,023,475	1,755	1,025,230

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広 域連合納付金		1,015,017	1,755	1,016,772
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	1,015,017	1,755	1,016,772
歳 出	合 計	1,023,475	1,755	1,025,230

令和 3 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

( 後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号 )

## 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰越金	1	1,755	1,756
歳入合計	1,023,475	1,755	1,025,230

歳入

4款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	1	1,755	1,756
計	1	1,755	1,756

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	1,755	繰越金 1,755

## 総括

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,015,017	1,755	1,016,772
歳出合計	1,023,475	1,755	1,025,230



(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	1,755	0
0	0	1,755	0

## 歳出

### 2款 後期高齢者医療広域連合納付金

#### 1項 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	1,015,017	1,755	1,016,772		0	繰越金 1,755	
計	1,015,017	1,755	1,016,772		0	繰越金 1,755	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	1,755	後期高齢者医療広域連合納付金 負担金補助及び交付金 分担金・負担金	1,755 1,755 1,755

2 後期高齢者医療広域連合納付金

## 議案第 1 4 号

### 令和 3 年度北広島市水道事業会計補正予算(第 1 号)

令和 3 年度北広島市水道事業会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 3 年 8 月 2 0 日提出

北広島市長 上 野 正 三

## 第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
検針・収納等業務委託	令和 3年度から 令和 9年度まで	371,800千円

# 補正予算に関する説明書

## 債務負担行為に関する調書

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支払義務発生 (見込)額		当該年度以降の 支払義務発生 予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	給水収益	国庫 補助金	他会計 出資金	企業債	補填財源
検針・収納等業務委託	371,800	-	-	令和3年度 ～ 令和9年度	371,800	371,800	-	-	-	-

(消費税込み)